

財産管理承継 信託契約書

田中父男(委託者、以下「甲」という)と、佐藤恵娘(受託者、以下「乙」という)は、以下の条項により、財産管理承継信託契約(以下「本件信託」という)を締結した。

第1章 総則

(信託の目的)

第1条 本件信託は、第3条記載の財産を委託者である甲から受託者である乙に信託することにより、甲が認知症など判断力が低下した場合においても、甲の望みどおりに財産が管理、処分されることを目的とする。

本件信託により甲および甲の妻やその家族が安心して生活でき、自宅が適切に管理処分されることが甲の望みである。

(用語の定義)

第2条 本件信託契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 信託財産 第3条各号に定める信託の目的とする財産
- (2) 信託不動産 第3条第1号、第4号乃至第6号で定める不動産
- (3) 信託金銭 第3条第2号乃至第6号で定める金銭

(信託財産)

第3条 本件信託契約の目的とする財産は、以下の財産とする。

- (1) 本件信託契約の信託不動産目録記載の不動産
- (2) 金銭金〇〇〇万円
- (3) 信託不動産の賃貸、売却、その他の運用により得られた金銭
- (4) 次条の定めにより、追加信託を受けた金銭および不動産
- (5) 信託財産により、新たに取得した財産
- (6) 上記第1号乃至第5号の財産より生じる一切の果実

(追加信託)

第4条 委託者および受益者は、本件信託の目的を達成するために、信託財産として金銭、株式および不動産を追加信託することができる。

(効力発生時期)

第5条 本件信託は本契約締結後、直ちに効力が発生する。

(受益権証書)

第6条 本件信託に関し、受益権証書は発行しない。

第2章 当事者

(受託者)

第7条 本件信託の受託者は乙とする。

- 2 受託者に次の事由が生じた場合は、受託者の任務は終了する。
 - (1) 死亡
 - (2) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある場合
 - (3) 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である場合
 - (4) その他信託財産を管理できない状態になった場合
- 3 前項の場合、新たな受託者は以下の順位で定める。
 - 第1順位 甲の長男である田中息彦(以下「丙」という)
 - 第2順位 受益者(法定代理人を除く)が定めた者
 - 第3順位 信託監督人が定めた者(受益者が定めることができないときに限る)

(受託者の変更)

第8条 受益者は、前条に定める他、以下の各号に定める場合のみ、受託者を変更することができる。

- (1) 受託者が本件信託に基づく義務を履行せず、または本件信託の重大な事項に関する規定に違反した場合
 - (2) 受益者と受託者の合意がある場合
- 2 前項の場合、前条第3項の規定を準用する。

(受託者の任務の継続)

第9条 本件信託の受託者につき、信託法第56条第1項第3号に定める事由が生じた場合においても、受託者の任務は終了しない。

(受託者の報酬)

第10条 受託者は、本件信託の事務処理に対する報酬として、毎月3万円(税別)を上限に受け取ることができるものとする。

(受益者)

第11条 本件信託の当初受益者は甲とする。

- 2 甲死亡後の甲の受益権の取得の順位については以下のように定める。
 - 第1順位 甲の妻である田中母子(以下「丁」という)
 - 第2順位 乙および丙(受益権の取得割合は均等な割合とする)
 - 第3順位 受託者が定めた者
- 3 丁が受益者となった場合、丁死亡後の丁の受益権の取得の順位については以下のように定める。
 - 第1順位 乙および丙(受益権の取得割合は均等な割合とする)
 - 第2順位 受託者が定めた者
- 4 前2項において、乙が受益者となる場合で、乙が受益権を取得する前に死亡していたときは、乙の相続人が乙が取得すべきであった受益権を取得する。丙についても同様とする。

委託者 田中父男
受託者 佐藤恵娘

- 5 前項までにおいて、先順位の受益者が死亡により、当該受益者の有する受益権は消滅し、次順位の者が新たな受益権を取得する。
- 6 本件信託の受益権の全部または一部は、受託者の同意を得て、贈与、売買、担保権の設定、その他の処分をすることができる。

(受益者代理人)

第12条 受益者は必要がある場合、受益者代理人を選任することができる。

(信託監督人)

第13条 本件信託の信託監督人として以下の法人を指定する。

主たる事務所 東京都港区虎ノ門5丁目11番15号
名 称 一般社団法人民事信託監督人協会

- 2 受託者は、本件信託の効力が生じた後、速やかに前項の者に信託監督人の就任の承諾をするかどうかを相当な期間を定めて催告しなければならない。
- 3 第1項の者が信託監督人の就任を承諾しない場合、または本件信託の効力発生後に信託監督人が欠けた場合、受益者は新たな信託監督人を定めることができる。
- 4 信託監督人は、信託法に定める権限の他、本件信託に定める権限を持つ。
- 5 信託監督人への報酬は、受託者と信託監督人の協議の上、別に定める。

(委託者の地位の相続)

第14条 委託者が死亡した場合の委託者の権利は消滅するものとする。

第3章 信託の方針

(信託財産の管理方針)

第15条 信託財産の管理運用等に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 甲および乙は、本件信託契約締結後、速やかに信託不動産につき、信託を原因とする所定の登記申請手続きを行う。
- (2) 信託不動産の維持・保全・修繕または改良(以下「信託不動産の修繕等」という)は、受託者が適切と認める方法、時期および範囲において、自らの裁量で行う。
- (3) 受託者は、受益者のために必要があるときは、受益者(法定代理人を除く)および信託監督人(以下、この号において「受益者等」という)と協議の上、受益者等が指定する者を債務者として信託財産に抵当権、根抵当権、その他の担保権を設定することができる。
- (4) 受託者は、信託不動産について、信託監督人と協議の上、以下の事項をすることができる。
 - ① 賃貸
 - ② 売却
 - ③ 取り壊し・滅失(建物について)
 - ④ 合筆・分筆(土地について)
 - ⑤ 境界確定(土地について)

- ⑥ 地目変更(土地について)
 - ⑦ その他、本件信託契約の目的を達成するために必要な事項
- (5) 受託者は、本件信託の目的を達するために必要がある場合、信託金銭の範囲内で不動産の権利を取得することができ、当該権利は信託財産に組み込まれるものとする。
 - (6) 受託者は、信託不動産を賃貸している場合、賃料収入から次条に定める信託事務処理に必要な費用を差し引いた金額を限度として、受益者の指定する方法および時期に従って、受益者に引き渡す。
 - (7) 受託者は、信託金銭については元本の保証された預貯金等として管理運用を行うものとする。
 - (8) 受託者は、信託財産の事務の一部の処理につき、必要な場合は専門知識を有する第三者に委託することができる。
- 2 受託者は、受益者から信託財産の管理状況について報告を求められたときは、速やかに求められた事項を報告しなければならない。
 - 3 受託者は信託事務の遂行に当たり、信託財産を受託者の固有の財産と分別管理して、両財産を混同してはならない。
 - 4 受託者は、善良な管理者の注意をもって、受益者のために忠実に職務を遂行する。

(信託事務処理に必要な費用)

第16条 信託事務処理に必要な費用(信託財産に係る租税公課、敷金・保証金の返還債務、信託不動産の修繕等または取り壊しの費用、損害保険料、税理士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士等の報酬、信託監督人、受益者代理人、その他財産管理者に対する報酬・手数料、その他信託事務の処理に必要な諸費用)は、受益者の負担とし、信託金銭から支弁する。信託金銭で不足する場合には、支払いの都度またはあらかじめ受益者に請求することができる。

- 2 受託者が信託事務を処理するに当たり過失なくして受けた損害賠償の請求についても、前項と同様の取扱とする。

第4章 信託の終了と清算

(信託の終了)

第17条 本件信託の終了事由は、次のとおりとする。

- (1) 甲および丁双方が死亡して3ヶ月経過したとき。ただし、甲および丁双方の死亡後3ヶ月経過するまでに、受益者が受託者に対し信託を終了させない旨の意思表示をしたときは、この限りでない。
- (2) 受益者および受託者の合意があるとき。
- (3) その他信託法に定める事由が生じたとき。

(清算受託者および手続き)

第18条 本件信託が終了したときの受託者を清算受託者とする。

- 2 清算受託者は、法令に従い現務を終了して清算手続きを行う。
- 3 清算受託者について、第7条第2項および第3項、第8条乃至第10条の規定を準

委託者 田中父男
受託者 佐藤恵娘

用する。

(信託終了後の残余財産の帰属)

第19条 本件信託契約の終了に伴う残余財産の帰属権利者は、本件信託の清算終了時の受益者とする。

第5章 その他

(法定代理人による意思表示)

第20条 本件信託における受益者の意思表示は、受益者代理人、法定代理人または任意後見人による意思表示も含む。ただし、本件信託各条項により除外している場合はその限りではない。

2 受益者の意思表示にあたっては、信託監督人との協議を要する。

(信託契約の変更)

第21条 本件信託の変更は、受益者と受託者の合意がある場合に限り、書面により行うことができる。

(契約に定めがない事項の処理)

第22条 本件契約の条項に定めのない事項は、受益者、受託者の協議により定めるほか、信託法その他の法令に従うものとする。

信託不動産目録

(省略)

平成 年 月 日

委託者

住所 ○○県○○市○○一丁目2番3号

氏名 田中 父男 

受託者

住所 ○○県○○市○○三丁目4番5号

氏名 佐藤 恵娘 
